

令和2年2月28日

氏名： XXXXXXXXXX

事例の要旨：

「特定活動」からの変更 2事例

- ① 「特定活動」(難民申請中) → 「日・配」(許可)
- ② 「特定活動(人道上)」 → 「定住」(不許可)

事例の詳細：

【事例1】 「特定活動(難民申請中)」 → 「日・配」(許可)

フィリピン人女性： 35歳 ミンダナオ島出身。農業アルバイト。

夫(日本人) 58歳 会社経営(年収560万円) 初婚

- 2006年5月 「興行」で入国後、オーバーステイ。
 2007年1月 摘発され、強制退去。
 2017年7月下旬 「短期滞在」15日で入国。
 2017年8月上旬 難民申請。
 2017年8月中旬 「短期滞在」90日、更新許可。
 2017年11月6日 「特定活動」6ヶ月に変更許可。
 2017年12月下旬 夫と知り合う。
 2018年4月24日 「特定活動(就労可)」6ヶ月に変更許可。
 2018年10月23日 「特定活動」6ヶ月を更新。(在留期限：2019年4月24日)
 2018年11月8日 「東京入管」で聴き取り。
 2019年1月11日 「東京入管」で「難民不許可」と告げられ、期限内に帰国の勧告。
 2019年3月下旬 夫と結婚。
 2019年4月23日 「特定活動」 → 「日・配」変更申請。 妊娠の可能性ありと記載。
 2019年5月7日 追加書類、提出。(病院の予約表等)
 2019年5月15日 追加書類、提出。(「流産の報告」と「結婚報告書」)
 2019年6月7日 「日・配」1年へ変更許可。

【事例2】 「特定活動(人道上)」 → 「日・配」(不許可)

中国人女性： 16歳 高校1年生 両親は共に交通事故で死亡。日本在住の伯母の養女となる。

中国人養母(永住者) 申請人の伯母 49歳 一流企業勤務の日本人夫あり。資産あり。

- 2011年3月上旬 両親共に突然の交通事故で死亡。孤児となる。
 2011年8月上旬 伯母(父の姉)の養女となる。中国には伯父もいたが、扶養能力なし。
 2013年4月初旬 「短期滞在」90日で入国。
 2013年7月末 「特定活動」1年に変更許可。
 2013年8月 松本市内の公立小学校4年に編入。
 その後 小学校卒業 → 公立中学卒業 → 公立高校入学。現在、1年生。
 2017年7月 「特定活動」3年に伸長。
 2019年12月上旬 「特定活動」 → 「定住」変更申請。
 2020年1月22日 「不許可」。但し、就職が決まって自立する時、「定住者」への変更が可能との説明を受ける。就学期間中は「特定活動」の更新可。「資格外活動の許可」もあり。

反省・対策・所感等

【事例1について】

結婚後の認定を勧め、どうしてもと懇願されて変更申請したが、許可になるとは思わなかった。最近では難民申請中でも結婚案件は許可になるのか？それとも流産とは言え妊娠したのが良かったのか？夫が初婚で経済状況が良かったからなのか？

現在、同様な案件(パキスタン人男性と日系ブラジル人 → 国籍取得日本人女性の結婚)を申請中。

【事例2について】

人道上の「特定活動」に初めて遭遇。入国後6年経過しており「定住」になっても良いケースだと思ったが、結果に興味があった。不許可の場合の今後の対策も聞いてみたかった。

不許可説明を受け、入管が「家族滞在」の場合と同様に考えていることが判明。



指 定 書

氏 名

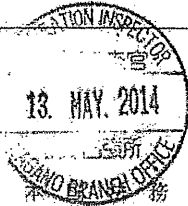


国 籍

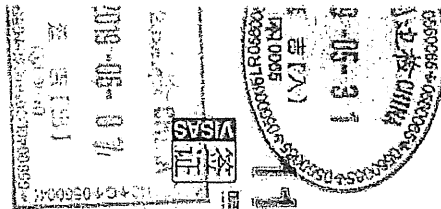
中国

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。

永住者の在留資格をもって在留する中国人 と同居し、かつ、当該中国人の扶養を受ける者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を除く。）



日 本 務 大 臣



10

11

高等学校卒業後に日本での就労を考えている 外国籍を有する高校生の方へ

入国管理局においては、以下の①～④の全てに該当する方が、高等学校卒業後に日本で就労する場合、「定住者」への在留資格の変更を認めています。

- ① 現在、在留資格「家族滞在」で日本に滞在していること
- ② 日本において義務教育の大半を修了していること(※1)
- ③ 就労先が決定又は内定していること(※2)
- ④ 住居地の届出等、公的義務を履行していること

(※1) 小学校中学年までに来日し、小学校、中学校及び高等学校を卒業する方が対象となります(少なくとも小学校4年生のおおむね1年間を在学し、その後引き続き在学していることが必要です。)

(※2) 資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労する場合に対象となります。

また、②に該当しない方であっても、一定の要件を満たす方には就労可能な「特定活動」への在留資格の変更を認めています(※3)。

(※3) 少なくとも中学校3年生のおおむね1年間を在学し、中学校及び高等学校を卒業する方については、扶養者である父又は母との同居を条件に、「特定活動」の在留資格への変更が認められる場合がありますので、最寄りの地方入国管理局へお問い合わせください。

在留資格変更申請の際の提出資料

申請の際には、日本での活動内容に応じた資料として、以下を御提出ください。また、申請いただいた後に、入国管理局における審査の過程において、この他に資料を求める場合もあります。

- ① 申請書(縦4cm×横3cmの写真を貼付)
- ② 履歴書(日本において義務教育を修了した経歴について記載のあるもの)
- ③ 日本の小学校及び中学校を卒業していることを証明する書類(卒業証書の写し又は卒業証明書)
- ④ 日本の高等学校を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する書類
- ⑤ 日本の企業等に雇用されること(内定を含む)を証明する書類(雇用契約書、労働条件通知書、内定通知書等。内定通知書に雇用期間、雇用形態及び給与の記載がない場合は、これらが分かる求人票等の資料を併せて提出。)
- ⑥ 扶養者による身元保証書
- ⑦ 住民票(世帯全員の記載があるもの。マイナンバーは記載しないでください。)

<問い合わせ先>

札幌入国管理局	TEL 011-261-7502	大阪入国管理局	TEL 06-4703-2100
仙台入国管理局	TEL 022-256-6076	神戸支局	TEL 078-391-6377
東京入国管理局	TEL 03-5796-7111	広島入国管理局	TEL 082-221-4411
横浜支局	TEL 045-769-1720	高松入国管理局	TEL 087-822-5852
名古屋入国管理局	TEL 052-559-2150	福岡入国管理局	TEL 092-717-5420
		那覇支局	TEL 098-832-4185

令和2年2月28日

山梨県行政書士会

氏名： XXXXXXXXXX

事例の要旨：

ラーメン店でアルバイトをしている中国人留学生をそのまま雇用するために、特定活動46号（日本の大学卒業＋日本語能力検定1級取得者）を申請。 →許可

事例の詳細：

雇用主が相談に来たのが2019年3月上旬。

接客や調理で雇用するには4月から始まる特定技能しかないと説明し、特定技能を申請する方向で決定。しかし、試験がいつ始まるかは不明な状況だった。

試験の開催日時を常にチェックし、4月25日に行われる試験に申込みをさせた。

並行して、特定活動46号ができるという噂は聞いていたので、パブリックコメントも常にチェックしていた。

5月に特定活動46号が申請できるようになり、ガイドラインを読むと特定活動46号への要件も満たしていそうだったため、雇用主と留学生に説明し、特定技能試験には合格していたが、特定活動46号で申請することにシフトチェンジした。

提出書類は技術・人文知識・国際業務とほぼ同じものを提出。

甲府出張所に提出したが、最初、審査官があまり理解しておらず受理してくれなかったが、説明したら渋々受理をしてくれた。

本局審査となったが2週間程度で許可が降りた。

【反省・対策・所感等】

特定技能で許可を受けていたら定期的な報告や登録支援機関への業務委託といった面倒が生じていたため、特定活動46号という新しい在留資格をマークして無事に許可を受けることができたことは幸いだった。

令和2年2月28日

氏名： XXXXXXXXXX

事例の要旨：

申請人（外国人）を雇用予定のホテル会社が、技術・人文知識・国際業務の認定証明書交付申請を行ったところ不交付。理由は在留資格の該当性がないとのこと。

再申請をおこなうため、当事務所に依頼があった。

事例の詳細：

【申請人の担当予定業務】 オプショナルツアーの企画・立案、外国人観光客の誘致

申請人は、本国の高校を卒業した後、旅行会社に就職し12年の実務経験があり、申請時には部長職の地位にあった。旅行会社では、ツアーの企画・立案の他、ツアーの募集、受付等の旅行会社業務の全般を行っていた。

今回呼び寄せを行うホテルは、申請人が旅行会社で働いていた頃にツアーの滞在先として利用していた。同ホテルの社長は、申請人の企画・立案力やトラブル発生時の解決力等の事務能力を高く評価していたため、ヘッドハンティングをした。

最初の申請時に不交付となった理由が詳細にわからないため、立証書類を丁寧に集め、申請を行った。

反省・対策・所感等：

ホテルの社長から宿泊者は100%外国人観光客と聞いていたが、何故かホテルのホームページが日本語で作成されていた。

確かに、ホテルに書類を受け取りに行ったときは、宿泊客は全員外国人であったが、なぜ日本語のホームページを作成したのか謎であった。

令和2年2月28日

氏名： ██████████

事例の要旨：経営・管理の在留資格認定証明書交付申請をなしたが、不交付とされた。

事例の詳細：本申請人は、スリランカ国籍、男性、2018年3月、都内の専門学校を卒業した専門士で、専攻は国際ビジネス。出席率89%だった。卒業直後、就職活動中の特定活動（法務省サイトの特定活動9）へ変更を求めたが、オーバーワークを理由に不許可とされたとのこと（法73条か）。その後、会社を設立し、経営・管理への変更を求めたが、不許可とされ、就労第一部門で出国準備30日を付与されて、その期間中に同資格の認定申請をなしたが不交付とされた。

2019年6月、私の取次にて、同資格の2回目の認定申請をなしたところ、2020年1月9日、再び不交付とされた。

2020.1.22 付け不交付理由説明は以下のとおり。

1 資本金の形成について、一部資本金を借りたとするが、貸主（関西在住の日本人女性）と申請人との関連性に疑問が残る。

2 事務所とヤードの使用権について、疑問がある（事務所及びヤードの地目が畑になっている点）。

反省・対策・所感等

1について、資本金の形成過程に疑問のある案件は受任しないのが私の方針。その上で①貸主から申請人への送金記録（送金側通帳、借主側通帳）、金銭消費貸借契約書（収入印紙貼付あり）、貸主の説明書（3通あり）などの資本金形成過程、②貸主には資力があり資本金を貸与しても数千万円単位の預金がある（過去の申請で通帳提出）ことは立証済みである。と反論した。

対策：入管の無理解に対し、次回申請では転用願を提出するのではなく、改めて以下の措置を講じたい。

- ・貸主の在職証明書、所得証明書、現在の預金通帳などで、現在の資力・経済力を証明する。
- ・貸主の、資本金を貸与した当時の預金通帳を再度提出する。
- ・申請人名義の預金通帳（直近の入出金履歴のあるもの）を次回も提出する。
- ・金銭消費貸借契約書（印紙を貼ったもの）を再度提出する。

2について、①事務所につき売買契約書にて、②土地につき土地賃貸借契約書、登記事項証明書、農地法5条届にて立証済みである。と反論した。

対策：今回の入管担当者は、市街化農地について農地法5条届が何を意味するのか理解していないことが判明した（教えてほしいとまで言っていた。都内にも市街化農地はあるはずだが）。

前回の不交付理由説明において、地目変更か農地転用かいずれか出すべきだとの入管の勧めに従い、農地法5条届を提出したのに、これをまた問題にされるとは、担当者が変わったせいだとしか考えられない。農地の素人でもわかるように、宅地に地目変更すべきだと思われる。

また、

入管；

経営・管理に関しては、報道のとおり、入管も警察・検察から叩かれているので、慎重にならざるを得ない。

過去のオーバーワークについては、本人は帰国に応じており、違反は払拭された。

とするが、

感想；

入管は表向きではそう言うが、本件と比べ、2019年3月卒の専門士の経営・管理への変更案件（複数事案あり）では、法22の4第1項6号該当（卒業から変更申請まで3カ月以上経過している）でも許可されており、本件は、やはり過去のオーバーワークがマイナス要因に働いているように思われる。何度点検しても、他の申請人では許可の出ているレベルの申請内容になっており、入管の先入観から、問題を起こしやすい人だと思い込まれていた気がする。

変更不許可の際に「記録を読まずに不許可とした」と入管から説明があったのを思い出した。転用願を提出しても、入管は過去の記録を参照していないのではないか（特に貸主の手元に残った預金残高など）と感じられた。

令和2年2月28日

神奈川県行政書士会

氏名： XXXXXXXXXX

事例の要旨：

韓国でビル等の不動産を多数所有し、個人事業主として不動産賃貸業を営む韓国人女性から「日本で株式会社を設立し、中古マンションを購入して不動産賃貸・管理業を展開したい。1年に1棟(3億～5億円)のペースで物件数も増やすつもりだ。また、ゆくゆくは韓国レストランも所有ビルの1階で経営したい。よって、できるだけ長期に滞在して、経営ができる在留資格を取得したい。永住申請も早くしたい。」と依頼があった。

※実は、申請者の兄の申請をほぼ同じ内容で横浜支局にて行い、「高度専門職1号ハ」が1か月で交付。

事例の詳細：

「できるだけ長く」という点から、「高度専門職1号ハ」を検討し、提案。株式会社を設立し、最初の物件も購入手続きを進めつつ、認定申請の準備。韓国で個人事業主であるため、収入に関する立証に苦勞したが、最終的には書類を揃えて東京入管に申請したところ、2か月後に不交付の通知。詳細を確認したところ、「ポイントが70点に満たなかったため不交付。韓国での収入は不動産収入であって事業収入とは認められないので、70点に満たない」との回答。

そこで、当方から「それ以外の経営・管理の部分についてはどうか。要件を満たしているか。ポイントを認めてもらう方向で整備して高度専門職1号ロを再申請するか、ポイントはあきらめ、経営・管理で再申請するか検討したいため、教えてほしい。」と質問。これに対して、「ポイントが足りなかったから、その先は審査していない。」という回答であった。「それは本当か。何か気になる点はないか。」と念を押したが、同じ回答を繰り返された。

日本では、ある一定以上の物件を賃貸すると事業収入とする国税の方針であるが、「韓国の規定はない。あるとしても、これを探すのが大変だ」と、依頼者は「高度専門職1号ハ」を断念。そこで、前回の資料をほぼ転用し、ベースとなる在留資格「経営・管理」の認定申請を行うこととなった。

申請後7か月も経過して届いた結果が、これも不交付。理由を確認しに行くと、「資本金OK、事務所OK。しかしながら、前回も指摘した“業務内容”について、何も変わっておらず、安定性・継続性がないとみなした。これは“不動産投資”の域を出ていない。」とのこと。

たしかに業務内容については検討の余地があるが、前半部分の説明に納得がいかない。前述のとおり、前回の説明はポイントについてのみである。半年以上も待たされた挙句、不合理な説明され、非常に憤っている。今後依頼者とどのように再申請するか、未だ検討しているところである。

反省・対策・所感等

以下について、皆様のご意見をお伺いしたいです。

1. 「不動産賃貸・管理業」と「不動産投資」の境界線は。業務内容に関するご助言を頂きたい。
2. このような不合理な説明を受けた時の対処法は。本省に「意見書」を提出しようかとまで考えたが、意味はないか。次の申請で、この点を記載しても意味はないか。
3. 地方、担当官によって判断が異なることの改善を、どのような手段で要求すれば良いか。

令和2年2月27日

氏名： XXXXXXXXXX

事例の要旨：

ベトナムの工業大学（電気工学科）を出たIT専門学校生（在学中）が建設業の会社（電気工事業）に内定したため、会社より変更申請の依頼を受けた。

事例の詳細：

受任当時私の経験不足もあり、電気工学を学んだ大卒者が電気工事業に従事することは「現業を含むとはいえ専門職に該当する」と判断してしまった。（現在でもこの感覚は間違っていないと思っています。）

①申請1回目。あっさり不許可通知。

→理由を尋ねたところ、統括から「現業が疑われる」と指摘。「大学で学んだ専門的知識を駆使しての専門業でもダメなのでしょうか？」と聞くと、「その業務がどれだけ専門的知識を必要とするのか、例えば社員全員が大卒を採用しているとか客観的説明が欲しい」と言われる。

「この時期なので特定技能で通れということでしょうか？」「せっかく大学を出ているので、それは勿体ない気がします。」と言われる。

②社長と相談し、申請人を「積算チーム」に入れて、原則内勤での採用とすることとなり、2回目の申請。2回目も不許可。

→入管職員（女性）がめちゃくちゃ強気。冒頭で「行政書士は一言も喋らないでください。」と言われる。本人が困ってしまい、何も話せないで、「少し2人で相談してもいいですよ。」と少し軟化。

「理系の大学を卒業して理系の仕事に就くのはダメなのですか？」と聞くと、「それは就くことはできます。でもあなたは現場での作業をしますよね。」「理由書にも作業をすると書いてあります。そしてあなたは1回目の申請と2回目の申請の内容が大きく違う。これらを入管としては疑わしいと思っています。」と大分優しい口調で言われる。

③ちょっと優しい雰囲気になったので、私から説明することに。1回目の申請時に統括からの指導で現場がメインでは認められないということ。社長と相談して入管に認めていただける形での採用を用意してくれたこと。とは言っても現場での作業工程を見たりしないと積算業務は出来ない。正直に現場での作業も少しはあるということを記載した旨を説明した。そして「自分には社長に不許可となった理由を明確に説明する義務があります」と伝えた。

④すると「そういうことなのねえ」とかなり優しい口調に。「その話を聞くと私としては可能性があると思います。これらの流れをキチンと説明してみたらいいと思います。」と。

「担当官のお名前も記載して宜しいですか？」と聞くと、「どうぞ！！」と快いお返事。

⑤ようやく再々申請にて許可。

東京入国管理局長 殿

雇用経緯理由書

申請人 氏 名：
国 籍：ベトナム（男性）

1 申請理由

当社 株式会社は1976年に設立し、公共電気事業を中心とした街灯のメンテナンスを主業務としている建設会社です。業務内容は大まかに分けて「現場での作業」「製図（写真参照）」「総務および経理」「入札に対応した積算（写真参照）」となっております。ハノイ工業大学を「機械、電子技術、テクノロジー」を専攻して卒業し、わざわざ日本の当社に就職を望んでくれている申請人には、日本の建設業を総合的に学んでもらい、ゆくゆくは施行管理技士の資格を取得し、当社の主軸となって欲しいと期待しております。

当社での売上の大部分は公共事業となっているため、入札をクリアすることはとても重要な業務となっていて、そのため当社では3階のフロア全てを積算チームとし、そのためのスタッフを雇用して、特に力を入れております。

積算業務とは設計図や仕様書から材料や数量を算出することで合計金額を出し、建物を建てるのに必要な工事費の見積りを算出する仕事です。特に入札を見据えての電気工事の積算は、建築資材の相場、建築工事の工程、工法、電気工事にかかる専門用語などの総合的な知識が必要なデスクワーク中心の業務となります。

電気機械・CAD・電気技術を既に大学で学んでいる申請人は基礎的な部分は総合的に習得されていると考え、積算スタッフとして配属し育成したいと思っております。

現場での施工管理や製図のスタッフとして総合的なトレーニングしつつも、あくまでもメイン業務は「電気工事業の積算」として雇用しますので、在留資格をお認め頂きたいと思っております。

2 報酬 月額25万円

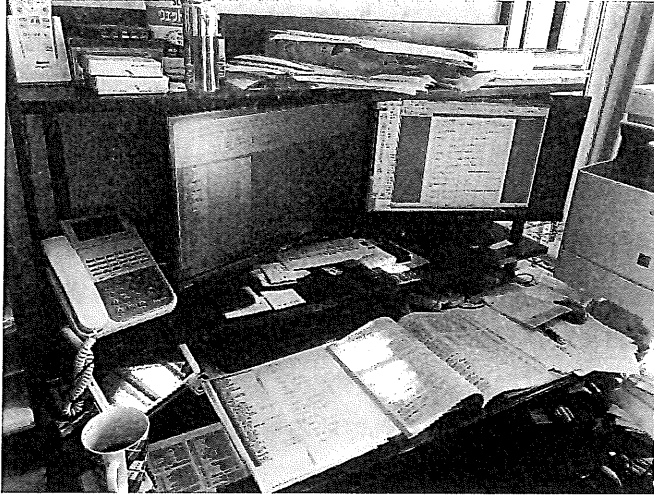
以上をご理解いただき、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への在留資格の変更をお認めいただきたくお願い申し上げます。尚、本申請ご審査において御庁より追加資料等のお求めがある場合など、速やかに対応いたします。

2019年 月 日
株式会社

代表取締役



【積算作業画面】



【3階積算フロア】



【2階製図および総務フロア】

人が映り込んでいるので削除します。

雇用経緯理由書

申請人 氏 名：

国 籍：ベトナム（男性）

1. 申請経緯

今回で3回目の申請となります。電気工事業者である当社 株式会社は、ベトナムの工業大学にて電気工学を学んだ彼に当社で活躍して欲しいといった単純な動機で1回目の申請致しました。しかし、「電気工事現場での作業では基本的に認めることはできない。」と 統括審査官よりご指摘を受けました。社内で検討した結果、積算チームとして育てていくと決定し、その内容を踏まえて2回目の申請をしましたが、「1回目と2回目の就業内容があまりに異なり過ぎていて疑義がある」との理由で不許可となりました。担当者の 様に「理系の大学を卒業し、その履修した学問を活かした就業をすることは認められないのでしょうか？」と確認しましたところ、「そんなことはありません。但し、現場作業をすることは難しいです。」とのお答えでした。本当に積算チームで就業するならば、一連の申請の流れや審査官とのやりとりも含め記載すれば可能性もあるとのご指摘を受けましたので、2回目の申請に説明を付け加えての再々申請に臨んでおります。

2. 申請理由

当社杉並電業株式会社は1976年に設立し、公共電気事業を中心とした街灯のメンテナンスを主業務としている建設会社です。当社全体での業務内容は大まかに分けて「現場での作業」「製図（写真参照）」「総務および経理」「入札に対応した積算（写真参照）」となっております。ハノイ工業大学を「機械、電子技術、テクノロジー」を履修して卒業し、わざわざ日本の当社に就職を望んでくれている申請人には、日本の建設業を総合的に学んでもらい、ゆくゆくは施行管理技士の資格を取得し、当社の主軸となって欲しいと期待しております。

当社での売上の大部分は公共事業となっているため、入札をクリアすることはとても重要な業務となっていて、そのため当社では3階のフロア全てを積算チームとし、そのためのスタッフを雇用して、特に力を入れております。

積算業務とは設計図や仕様書から材料や数量を算出することで合計金額を出し、建物を建てるために必要な工事費の見積りを算出する仕事です。特に入札を見据えての電気工事の積算は、建築資材の相場、建築工事の工程、工法、電気工事にかかる専門用語などの総合的な知識が必要なデスクワーク中心の業務となります。電気機械・CAD・電気技術を既に大学で学んでいる申請人は基礎的な部分は総合的に習得されていると考え、積算スタッフとして配属し育成したいと思います。当然のことですが、法に抵触するようなことをするつもりは毛頭ございませんので、入管からご指導頂きました内容を確りと踏まえまして、現場では施工管理、また、製図のスタッフとして総合的なトレーニングしつつも、あくまでもメイン業務は「電気工事業の積算」として雇用しますので、在留資格をお認め頂きたいと思っております。

以上をご理解いただきまして、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への在留資格の変更をお認めいただきたくお願い申し上げます。尚、本申請ご審査において御庁より追加資料等のお求めがある場合など、速やかに対応致します。

令和2年2月28日

長野県行政書士会

氏名： XXXXXXXXXX

事例の要旨：
特定技能について

事例の詳細：

○徴収費用の説明書の居住費、水道光熱費に対する追加資料提出指示が多い
居住費が報酬額の1割を超えると細かい説明が求められる

借上物件の場合契約書写し、家賃入金を示す銀行通帳写し等書面、入居者リスト
住居地の近隣における同程度の広さの賃貸不動産の金額がわかるチラシ等

自己所有物件の場合不動産登記簿謄本、建設費用を示す資料、図面、物件写真
耐用年数を経過している場合、建設費用は参入しない。生活用品の購入費用を居住費として徴収
する場合、購入費用を裏付ける領収書等
過去1年分の同物件における実際の光熱費を示す明細書等、居住者から実際に光熱費として徴収
した費用及びその合計がわかる資料

○直近1年間で行方不明者がいる場合

行方不明者一覧表、賃金台帳、タイムカード、出勤簿、給与明細書、口座振込明細書、技能実習
日誌の写しの提出

○登録支援機関に委託しない場合

- ・ 支援責任者及び支援担当者の所属部署
- ・ 申請人の所属部署
- ・ 支援責任者等が申請人を監督する立場にない者であり、かつ支援計画の中立的な実施を行うこと
ができる立場にある者である具体的な理由
- ・ 会社の組織図（申請人、支援責任者、支援担当者の所属部署を記入）

○国別の手続きの流れ

カンボジア、インドネシア、フィリピン

○留学生から変更する場合の留意点

令和2年2月28日

氏名：[REDACTED]

事例の要旨：在留資格『技能』在留資格認定交付申請の不交付について

中国料理の調理師を中国黒竜江省より中華料理店に招聘するための
手続きを受けた。

事例の詳細：

1. 2019年8月22日 東京出入国在留管理局に申請
2. 受け入れ先はカテゴリー3の会社
3. 営業店舗は8店舗
4. 9月19日に別紙追加資料提出通知書届く
5. 10月16日に資料追加
6. 11月18日に不交付通知

反省・対策・所感等

中華料理の調理師の招聘について長年携わってきました。

今までは認定証明書交付について、提出書類の入国管理局の審査ポイントについて把握していました。最近の不交付理由について従来とはかなり変わってきています。

調理人の技能資格証書、戸口簿、在職証明書、中国の飯店の営業許可証の有効性のみならず
現地飯店の従業員名簿ほかについても追加書類の提出を求め、その内容に齟齬があるという
ことから、提出書類の信ぴょう性をもって不交付としている。

中国のウェブサイト検索によりその内容の真偽を確認して交付不交付としている。

中国の税務をはじめとする諸制度についても専門知識を得ていくことが業務について必要と考えます。

資料提出通知書
NOTIFICATION

2019年9月19日

様

(申請番号: 東労二認N19-7[〃])
Application No.

(申請日: 2019. 8. 22)
Application Date

あなたの申請に関し、審査資料として下記の書類が必要ですので、本状とともに御送付又は御持参ください。
In reference to your application, please send or bring the following documents and certificates with this sheet to our office.
(郵送の場合は、封筒の表に申請日と申請番号を記載してください。)



提出期限(必着) - 2019. 10. 11 / 8
Time limit for submission (MUST ARRIVE)

注意: 請求された資料を上記期日までに提出されないときは、特別な事情があると認めた場合を除き、現に提出された資料によって可否を決定します。

Note: Should you fail to submit the above requested documents, certificates, etc., by the date specified above, unless there are extenuating circumstances, your application will be considered only with reference to the documents which you have already submitted.

記

- 本邦の雇用予定先 から本件申請人に対する労働条件通知文書の写し
- 本件申請人の中国本国における現在の勤務先の全従業員リストの写し
(注) 各従業員の在籍開始年月日及び業務内容を必ず記載願います。

本書が再通知である場合は本書が行き違いとなっていることがあるので、ご容赦願います。
提出できない資料がある場合は、理由書を提出してください(疎明資料があれば添付願います)。
提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添えてください。
原則として、提出された資料は返却致しません。

本件申請の結果については、別途こちらから通知が送付されるまでお待ちください。



[提出先] 東京出入国在留管理局(就労審査第二部門) Tokyo Regional Immigration Bureau (Business and Employment Division)

TEL: 03-5796-7165 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 (5-5-30 Konan Minato-ku, Tokyo)

[窓口] 2階C5カウンター(2F CounterC) 受付時間(OPEN) 09:00~12:00, 13:00~16:00
土日祝日は、お休みです (The weekend and holiday are the rests)

誓約書

誓約書

東京出入国在留管理局長 殿

致東京出入国在留管理局長

私は、今回の在留資格「短期滞在」の在留期間更新許可申請（以下「更新申請」）を行うにあたり、出入国在留管理当局（以下「入管当局」）に次の事項を誓約します。

针对本次办理在留资格「短期滞在」的逗留期间更新许可申请手续（以下称之为「更新申请」），本人发誓将遵守出入国在留管理局（以下称之为「入管当局」）的下列事项。

1 帰国便の確保及び出国

1 確保回国班机并出境

私は、日本から出国するため、可能な限り直近の航空・船便（以下、「帰国便」）を確保することに最大限努め、帰国便が確保され次第、在留期限内に出国します。

为了从日本出境，本人将尽最大努力取得最快航空班机（以下称之为「回国班机」），一旦确保回国班机后，保证会在逗留期限内出境。

2 在留の目的

2 逗留的目的

今回の更新申請は、出国準備（帰国便の確保）のためであり、在留中、収入あるいは報酬を得る活動は一切行いません。

本次更新申请仅为准备出境而办理（确保回国班机），逗留期间将不从事任何获取收入或报酬的活动。

万が一、帰国便の確保以外の活動を行った場合には、入管法令違反及び退去強制手続の対象となることを理解しています。

本人并理解万一从事了确保回国班机之外的活动，将违反入管法令并成为遭受遣返手続の対象。

また、更新申請は今回限りとし、今後、その他の理由による在留諸申請は行いません。

另外，办理更新申请仅限本次，往后，不再因任何理由办理逗留等申请手续。

3 出入国在留管理当局への応答義務

3 对出入国在留管理局有因对义务

入管当局から、帰国便確保の状況等の確認があった場合には、必ず対応します。対応しない場合、入管法令違反及び退去強制手続の対象となることを理解しています。

若受到入管当局要确认本人回国班机之确保状况等时，必定应对。本人并理解，若不对应，将违反入管法令并成为遭受强制遣返手続の対象。

4 連絡先

4 联络方式

在留中の滞在先及び連絡先(身元保証人含む)は申請書類に記載のとおりであり、身元保証人のものを含め、変更が生じた場合には、直ちに入管当局に報告します。

逗留期间的居留地以及联络方式(包含身份保证人)如同申请书上所记载,包括身份保证人的联络方式,若有变更,必定立刻向入管当局申报。

5 その他

5 其他

在留中,新型コロナウイルス感染の疑いが生じた等の場合には,直ちに検疫所等に連絡するなど適切に所要の措置をとります。

逗留期间当中,若疑似感染新型冠状病毒,则必定立刻联络检疫所等,采取合适的必要措施。

令和 年 月 日

申請者氏名 : _____ (署名)

身元保証人氏名 : _____ (署名)

令和2年2月28日

大阪府行政書士会所属

氏名： XXXXXXXXXX

特定活動3例

例1. 連れ親 例2. 療滞在ビザ 例3. 特定活動46号

事例の詳細：

例1. A女は娘B（少2）とふたり日本で暮らしている。A女は某会社の管理部長として勤務し、「技・人・国3年」を取得している。A女は独子で、中国に一人で暮らしている母Wがいる。AはWを日本に呼び寄せて（扶養）、Bと3人で暮らしたいと考えており、BもWもそれを熱望している。Wは短期90日のビザで来日中である。果たしてWに中長期ビザは許可されるか？

例2. 甲は本国の病院で余命3ヶ月と宣告された。夫乙は甲の病気（子宮頸癌）を日本の医療機関で診察してもらうために甲と共に短期30日のビザで来日し某病院を訪れた。同病院で診察の結果、放射線治療を施せば「最低でも3年の延命は可能」と診断された。乙は甲の日本の医療機関での治療のために、所有していた別荘を6000万円で売却し甲の治療費と同伴者としての自己の滞在費を準備した。治療には6ヶ月以上を要する。

例3. Rは日本の大学を卒業後、技・人・国ビザで貿易会社に勤務しているが、今次（2019年6月）の期間更新時には、5月（2019年）に策定された「特定活動46号」に変更して有名中華料理店の店長としての転職を希望している。果たしてRの希望は叶えられるか？

問題の所在・・・特定活動・・・令和元年6月17日現在・・・49個の告示特定活動

事例1. 告示外特定活動

- ①Aの在留資格&地位・・・「技・人・国」3年。。管理部長・・・近い将来の社長候補筆頭
- ②Aの報酬・・・・・・・・・・月額30万円
- ③母の生活状況&年齢・・・・・・・・・・中国で一人暮らし、夫は他界。Aは独子 68歳

事例2. 医療滞在ビザ・・・3つのパターン・・・治療行為、人間ドック、健康診断、温泉湯治等

- ①現地大使館領事館での数次査証申請（90日以内3年以内）、同伴者（非親族も可）
- ②在日親族等による認定証明書交付申請の場合。。。6ヶ月又は1年
- ③短期滞在ビザで入国後、医療機関で診察を受けてから入院をする場合
短期滞在⇒特定活動（医療）への資格変更⇒6ヶ月（更新も可）
- ④医療機関による「外国人患者に係る受入証明書」

事例3. 特定活動告示46号

- ①本邦の大学・大学院留学生留學生としての広い知識、応用力的能力+高い日本語能力を活用して幅広い業務に従事する非風俗業務活動⇒サービス業務、製造業務可
- ②対象者：a 本邦の4年制大学・大学院卒業・終了留學生（既卒者で非在住者も可）
b 日本語能力N1又はBJTビジネス日本語能力テスト480点以上
c 日本語を駆使して円滑な意思疎通を要する業務
- ③活動例：飲食店での接客（店長）、工場の製造ライン、小売店での接客販売、ホテルのドアマン、タクシードライバー、

審査結果

事例1. 不許可

- ①メインとなるAの在留資格の脆弱性⇒在留歴2年、「技・人・国」3年
- ②東京入管ではAは「永住者or日・配」で収入+納税額等から総合的判断⇔大阪との差
- ②Wの年齢68歳は若い⇒70歳以上⇔大阪入管では65歳以上であれば可

事例2. 許可 医療滞在ビザ6ヶ月（患者+同伴者）

事例3. 許可 日本語を駆使した飲食店店長としての活動

他にも鍼灸師+太極拳インストラクターの活動で許可（認定）

平成 31 年 4 月 23 日

東京入国管理局 様

申 請 理 由 書 (再申請)

「子に扶養される高齢の外国人親としての活動」

申請人の娘 A

申請人の表示

氏 名 : W (女)

国 籍 : 中 国

生年月日 : 1951 年 1 月 28 日 (68 歳)

1. 申請の趣旨

上に表示した申請人は私の実の母です。

- ① 母は現在 68 歳です。
- ② 父は 2017 年 2 月 3 日に亡くなりました。
- ③ 私は母のたったひとりの娘 (独生子) で、昨年 4 月 6 日に技術・人文知識・国際業務ビザで、そして私のひとり娘 (B) は昨年 12 月 13 日に家族滞在ビザでそれぞれ来日しました。以来、母はたった一人で中国で暮らしています。私は本年 3 月 1 日から、株式会社 M の管理部長として、娘は A-J International School に在学していますので、中国に帰国するという選択肢はありません。
- ④ 日本に居る私以外に母の扶養者は居ません。
- ⑤ 私には母を扶養する収入 (過去 1 年間で 240 万円、今年度は 420 万円) があり納税義務も果たしています。

以上の様な状況にありますので、私は本年 2 月 28 日に K 出張所に対して母に対する短期滞在から特定活動 (子に扶養される高齢の外国人親としての活動) への変更許可申請を行いました (東甲 C-) が、残念ながら結果は不許可でした。

3 月 20 日に依頼した行政書士の先生と「不許可理由」を聞くために K 出張所に伺いました。対応してくれた担当官のお話しでは不許可の理由は

- ① 母は 68 歳でありまだ若すぎる
- ② 特定活動 (子に扶養される高齢の外国人親としての活動) は扶養する外国人が所持しているビザが、日本人の配偶者等、永住者、高度専門職等であり、「技術・人文知識・国際業務」では「不安定」だから許可しない。

③ 扶養者（私）は申請時点では未だ1年未満であり年収も160万円（昨年12月末の年末調整・8ヶ月分の給与）と低い。

④ 被扶養者（申請人）は病気もなく健康だから中国で一人でも十分生活できる。

というものでした。

しかし、これらの不許可理由について私は何か納得が出来なくて依頼した先生やほかの弁護士さん等にも相談し、専門家の方々の意見を伺いました。

① については65歳以上が基準であり65歳で許可されたケースは多数ある。

② 「技術・人文知識・国際業務」が「不安定」だから不許可しないと言う点についても、そのような基準はない。

③ については、現在はビザの更新が許可され2年目に入っており、また、入社後1年間に支給された給料は240万円であり、現在は月額35万円（年額420万円）が支給されているから問題はない。

④ についても、今は病院に入院中であるし、今後も入退院を繰り返すだろう。68歳は決して若くはなく。ひとり暮らしは難しいだろう

等々さまざまなご意見をうかがい今回の再申請に至りました。私は何としても一人娘のBと母Wの3人で一緒に日本で暮らしたいと強く願っています。娘もまた、「おばあちゃん」といっしょに日本で暮らすことを熱望しています。私達一家の事情をご賢察頂きますようお願い申し上げます。

2. 親子3人日本で暮らすための安定した生活

私は昨年4月6日に、株式会社T旅行の社員として働くために「技術・人文知識・国際業務」ビザで来日しました。昨年日本に来るときには、母と娘を中国に残しての単身での来日について真剣に悩みました。しかし、今後の私達家族の生活の事を考えると日本の会社への就職はとても魅力的に思いました。なので、日本での生活が落ち着いたら娘と母を必ず日本に呼び寄せて一緒に生活することを娘と母に話して納得してもらいました。来日後は、毎日の生活にも無駄の無いように節約を心掛けて娘と母を扶養してきました。その結果、昨年末に娘を家族滞在ビザで呼び寄せ一緒に暮しています。そして、次の課題は母のビザ取得でした。これについては、専門家の先生から「お母さんとお嬢さんを扶養できるだけの生活力（収入）」が大きなポイントであると聞いていました。そこで私は、勤務先の社長にそのことを正直に話しました。母も呼び寄せて親子3人で日本で幸せに暮らしたいという私の強い想いを訴えました。社長は優しい方で真剣に私の話に耳を傾けてくれました。そして、私は2月1日付けで、T旅行の関連会社である「株式会社M」の管理部長という要職での出向辞令（転籍出向）を頂き、3月1日から株式会社Mの管理部長として勤務しています。株式会社MはY村で「免税店」と「土

産物店」を経営している会社です。私は会社から月額 35 万円（基本給 30 万円＋業務手当 5 万円）、年額では 420 万円の報酬を支給されていますので、日本で娘と母を扶養できるだけの十分な収入があります。

3. 母のこと（中国に身寄りがいない）

私は 1978 年 7 月 30 日に、父 K と母 W のひとり娘として生まれました。しかし、父は 2 年前に亡くなりました。「これからは、私がひとりで娘と母を扶養しなければならない」と思うとその責任の重さに潰されそうになりましたが、その一方で「私の力でふたりを扶養する」という強い気持ちも湧き上がってきました。そして、「日本の旅行会社への就職」の話を頂いたときは「家族のために頑張ろう」と思いました。来日に際しては前述の通り大きな葛藤がありました。娘と母を呼び寄せて日本で一緒に暮らすという目標に一步近づいたような気もしました。昨年 12 月に娘が家族滞在ビザで来日してから母は中国で一人で暮らすこととなりますので、何としても日本で一緒に暮らしたいという思いで今回の再申請に及びました。

4. このままずっと日本で母を扶養したい

母は前回 2 月 28 日の申請までは足元は不安定ですがまだ元気でした。しかし、3 月 19 日に資格変更不許可通知を受けてからは精神的にかなり落ち込んでいました。そして、体調不良を訴えるようになりませんでしたので、私は R 社長に相談しました。そして、社長の知り合いを通じて 4 月 19 日から T 市にある「T 市民病院」に入院させていただくことになりました。現在は同病院で検査を受けて治療に専念させて頂いております。この様に、これからは中国で母がひとりで生活することは段々ときびしくなっていきます。母の残りの人生を娘と 3 人で日本で一緒に楽しく過ごさせてあげたいと心から願っています。親孝行は親が元気なうちにするものだとつくづく思う今日この頃です。母は現在、短期滞在（親族訪問）ビザで来日しています。このまま、母が生涯に渡って日本で暮らせますように、母に対して「子に扶養される高齢の外国人親としての活動ビザ（特定活動）を許可して頂きますよう心からお願い申し上げます。

外国人患者に係る受入れ証明書

国 籍 _____
 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 性別 男・女

上記の者は、下記のとおり当医療機関に入院し治療を受ける者であることを証明いたします。

1 受入れ理由（病名等）

2 受入れ内容（受入れ先となる科名，具体的な治療内容等）

3 入院予定期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 治療予定期間（入院の前後に必要な治療，通院の期間を含む。）
 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 必要経費見込み額（医療機関に支払われるべき金額の総額）
 円

6 支払済み額（前払金，預託金等）の有無 有・無

(1) 「有」の場合

① 支払済み額 円

② 上記を証明する書類 医療機関発行の領収書・その他（ ）

(2) 「無」の場合

支払方法 民間医療保険の適用・第三者による支払・その他（ ）

7 その他特筆事項

_____ 年 _____ 月 _____ 日

法 務 大 臣 殿

医療機関名称 _____ 印

住所

都道府県承認番号（登録番号）

担当者氏名 _____ (部署名 _____)

電話番号 _____ F A X 番号 _____

留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学卒業者）についてのガイドライン

出入国在留管理庁
令和元年5月策定

今般、本邦の大学又は大学院を卒業・修了した留学生（以下「本邦大学卒業者」という。）の就職支援を目的として、法務省告示「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」の一部が改正され、本邦大学卒業者が日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む幅広い業務に従事することを希望する場合は、在留資格「特定活動」による入国・在留が認められることとなりました。

本ガイドラインにおいては、新たな制度の基本的考え方や用語の解説のほか、具体的に認められる業務内容、提出資料等について取りまとめています。

1 本制度の概要

本制度は、本邦大学卒業者が本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものです。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格においては、一般的なサービス業務や製造業務等が主たる活動となるものは認められませんが、本制度においては、上記諸要件が満たされれば、これらの活動も可能です。

ただし、法律上資格を有する方が行うこととされている業務（業務独占資格が必要なもの）及び風俗関係業務に従事することは認められません。

2 対象者

本邦の大学を卒業又は大学院の課程を修了し、学位を授与された方で、高い日本語能力を有する方が対象となります。

(1) 学歴について

日本の4年制大学の卒業及び大学院の修了に限られます。短期大学及び専修学校の卒業並びに外国の大学の卒業及び大学院の修了は対象になりません。

(2) 日本語能力について

ア 日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テストで480点を有する方が対象です。

イ その他、大学又は大学院において「日本語」を専攻して大学を卒業した方については、アを満たすものとして取り扱います。

なお、外国の大学・大学院において日本語を専攻した方についても、アを満たすものとして取り扱いますが、この場合であっても、併せて日本の大学・大学院を卒業・修了している必要があります。

3 「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」について

「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」とは、単に雇用主等からの作業指示を理解し、自らの作業を行うだけの受動的な業務では足りず、いわゆる「翻訳・通訳」の要素のある業務や、自ら第三者へ働きかける際に必要となる日本語能力が求められる、他者との双方向のコミュニケーションを要する業務であることを意味します。

4 「本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用するものと認められること」について

従事しようとする業務内容に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること、又は、今後当該業務に従事することが見込まれることを意味します。

5 具体的な活動例

本制度によって活動が認められ得る具体的な例は以下のとおりです。

ア 飲食店に採用され、店舗において外国人客に対する通訳を兼ねた接客業務を行うもの（それに併せて、日本人に対する接客を行うことを含む。）。

※ 厨房での皿洗いや清掃にのみ従事することは認められません。

イ 工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に対し外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行うもの。

※ ラインで指示された作業にのみ従事することは認められません。

ウ 小売店において、仕入れや商品企画等と併せ、通訳を兼ねた外国人客に対する接客販売業務を行うもの（それに併せて、日本人に対する接客販売業務を行うことを含む。）。

※ 商品の陳列や店舗の清掃にのみ従事することは認められません。

エ ホテルや旅館において、翻訳業務を兼ねた外国語によるホームページの開設、更新作業を行うものや、外国人客への通訳（案内）、他の外国人従業員への指導を兼ねたベルスタッフやドアマンとして接客を行うもの（それに併せて、日本人に対する接客を行うことを含む。）。

※ 客室の清掃にのみ従事することは認められません。

オ タクシー会社に採用され、観光客（集客）のための企画・立案を行いつつ、自ら通訳を兼ねた観光案内を行うタクシードライバーとして活動するもの（それに併せて、通常のタクシードライバーとして乗務することを含む。）。

※ 車両の整備や清掃のみに従事することは認められません。

カ 介護施設において、外国人従業員や技能実習生への指導を行いながら、外国人利用者を含む利用者との間の意思疎通を図り、介護業務に従事するもの。

※ 施設内の清掃や衣服の洗濯のみに従事することは認められません。

6 契約形態等

「法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動」について

- (1) 申請内容に基づき、「指定する活動」として以下のとおり活動先の機関が指定され、「指定書」として旅券に貼付されます。転職等で活動先の機関が変更となった場合は指定される活動が変わるため、在留資格変更許可申請が必要です。

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の別表第十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、下記の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。）及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。）

記

機関名：

本店所在地：

- (2) 指定書に記載される機関名は、契約先の所属機関名であるため、例えば同一法人（法人番号が同一の機関）内の異動や配置換え等については、在留資格変更手続は不要です。

他方で、転職等により契約の相手方が変更となった場合は、新たに活動先となる機関を指定する必要があるため、在留資格変更許可申請が必要です。

- (3) 当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動であることから、フルタイムの職員としての稼働に限られ、短時間のパートタイムやアルバイトは対象になりません。
- (4) 契約機関の業務に従事する活動のみが認められ、派遣社員として派遣先において就労活動を行うことはできません。
- (5) 契約機関が適切に雇用管理を行っている必要があることから、社会保険の加入状況等についても、必要に応じ確認を求めることになります。

7 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

一定の報酬額を基準として一律に判断するものではなく、地域や個々の企業の賃金体系を基礎に、同種の業務に従事する日本人と同等額以上であるか、また、他の企業の同種の業務に従事する者の賃金を参考にして日本人と同等額以上であるかについて判断します。

また、本制度の場合、昇給面を含めて、日本人大卒者・院卒者の賃金を参考とします。

その他、元留学生が本国等において就職し、実務経験を積んでいる場合、その経験に応じた報酬が支払われることとなっていることについても確認します。

8 その他

(1) 在留資格の変更及び在留期間の更新許可申請

在留資格の変更及び在留期間の更新許可申請においては、次の事項についても確認します。

ア 素行が不良でないこと

素行が善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、資格外活動許可の条件に違反して、恒常的に1週について28時間を超えてアルバイトに従事していたような場合には、素行が善良であるとはみなされません。

イ 入管法に定める届出等の義務を履行していること

入管法第19条の7から第19条の13まで及び第19条の15に規定する在留カードの記載事項に係る届出、在留カードの有効期間更新申請、紛失等による在留カードの再交付申請、在留カードの返納等の義務を履行していることが必要です。

(2) 家族の滞在

上記6(1)の活動を指定された者の扶養を受ける配偶者又は子については「特定活動」(本邦大学卒業者の配偶者等)の在留資格で、日常的な活動が認められます。

9 提出資料

「特定活動」(本邦大学卒業者)及び「特定活動」(本邦大学卒業者の配偶者等)に係る在留諸申請に当たって必要な資料は別紙のとおりです。

このほか、参考となるべき資料の提出を求めることがあります。

○ 提出資料

- 1 在留資格決定時（在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更許可申請）
 - (1) 申請書（在留資格認定証明書交付申請書又は在留資格変更許可申請書）
 - ※ 地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
 - ※ 申請人等作成用1及び2N並びに所属機関等作成用1Nから4Nを御利用ください。
 - (2) 写真（縦4cm×横3cm）
 - ※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
 - ※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。
 - (3) 返信用封筒（定形封筒に宛先を明記の上、392円分の切手（簡易書留用）を貼付したもの） 1通（在留資格認定証明書交付申請時のみ）
 - (4) パスポート及び在留カード（在留資格変更許可申請時のみ）
 - ※ 提示のみで、提出していただく必要はありません。
 - (5) 申請人の活動内容等を明らかにする資料
労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書（写し）
 - (6) 雇用理由書
雇用契約書の業務内容から、日本語を用いた業務等、本制度に該当する業務に従事することが明らかな場合は提出不要です。
所属機関が作成したものが必要です。様式は自由ですが、所属機関名及び代表者名の記名押印が必要です。
 - (7) 申請人の学歴を証明する文書
卒業証書（写し）又は卒業証明書（学位の確認が可能なものに限ります。）
 - (8) 申請人の日本語能力を証明する文書
日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テスト480点以上の成績証明書（写し）。
なお、外国の大学において日本語を専攻した者については、当該大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書（学部・学科、研究科等が記載されたものに限ります。）
 - (9) 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料
 - ア 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が記載された案内書
 - イ その他の勤務先等の作成した上記アに準ずる文書
 - ウ 勤務先のホームページの写し（事業概要が確認できるトップページ等のみで可）
 - エ 登記事項証明書

（注）転職による在留資格変更許可申請については、（7）及び（8）は不要です。

2 在留期間更新時

(1) 申請書（在留期間更新許可申請書）

※ 地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。

※ 申請人等作成 1 及び 2 並びに所属機関等作成用 1 N から 4 N を御利用ください。

(2) 写真（縦 4 cm × 横 3 cm）

※ 申請前 3 か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

(3) パスポート及び在留カード

※ 提示のみで、提出していただく必要はありません。

(4) 課税証明書及び納税証明書（証明書が取得できない期間については、源泉徴収票及び当該期間の給与明細の写し、貸金台帳の写し等）

【配偶者等について】

- 1 申請書（在留資格認定証明書交付申請書・在留資格変更許可申請書・在留期間更新許可申請書）
 - ※ 地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
 - ※ 申請人等作成用 1 及び 2 R 並びに扶養者等作成用 1 R を御利用ください。
- 2 写真（縦 4 cm×横 3 cm）
 - ※ 申請前 3 か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
 - ※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。
- 3 返信用封筒（定形封筒に宛先を明記の上、392円分の切手（簡易書留用）を貼付したもの） 1 通（在留資格認定証明書交付申請時のみ）
- 4 パスポート及び在留カード（在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請時）
 - ※ 提示のみで、提出していただく必要はありません。
- 5 次のいずれかで、扶養者との身分関係を証する文書
 - (1) 戸籍謄本
 - (2) 婚姻届受理証明書
 - (3) 結婚証明書
 - (4) 出生証明書
 - (5) 上記(1)から(4)までに準ずる文書
 - ※ 在留期間更新許可申請時において身分関係に変更がない場合で、下記5の住民票の提出をするときは、提出不要です。
- 6 扶養者の在留カード若しくはパスポートの写し又は住民票
 - ※ パスポートについては、身分事項、在留資格及び在留期間の記載のあるページのみ
- 7 扶養者の職業及び収入を証する次の文書
 - (1) 在職証明書
 - (2) 課税証明書及び納税証明書（証明書が取得できない期間については、源泉徴収票及び当該期間の給与明細の写し、貸金台帳の写し等）

（注）扶養者と同時に申請する場合は、上記6及び7は不要です。

2020年2月28日

上田支部

氏名： XXXXXXXXXX

事例の要旨：

入管の内部記録の拘束性

事例の詳細：

1. 2019年10月に中国人留学生が北海道に本社のある会社の新潟支店長として就職したいという申請を新潟出張所に「経営・管理」で行った。結果は不許可で、理由は「継続性・安定性」の欠如であった。
2. 当事務所に再申請の依頼があったことから、希望在留資格を「技人国」に変更して長野出張所に提出。結果はやはり不交付で理由は1. の理由と異なり在留資格該当性（職務内容適合性）の否認であった。
3. そこで北海道の会社への就職（新潟支店）を断念して別の長野県内の会社を探して出準期間（30日）最終日に東京入管に資格変更を行った。出準からの変更申請なのでCカウンターで受理伺いをしたところ、長野出張所の記録を確認した担当官から「受理はしますが、この人はいったん帰って出直して申請をすることになっていると長野に記録がある。にもかかわらず再申請してきたことは話が違うので許可の可能性は低いですよ」と予告された。
4. 私は「そんな話は聞いていない。そんな約束を当事者と交わしたのなら書面で交付してしかるべきではないか。入管には警告書を出す運用だってあるではないか」と。担当官はたじろいで「そうですね、長野と本人の間の意思疎通が十分ではなかったのかもしれませんがね。」と応じた。
5. 本人と通訳を呼びそんな約束をしたのか、と問いただすと、いやしていません、との返事。入管の対応にどうしても納得できないので別紙の意見書を提出。取次になって以来、これまで2回しか出したことのない貴重な意見書をリスクを招致で提出した。。

(現在審査中)

意見書

2020年2月8日

東京出入国在留管理局
就労審査第一部門 首席審査官 殿

長野県上田市
行政書士

受付日 2020年2月4日
受付番号 東労一C-
申請人 B P

当職は上記申請人からの依頼を受けて上記の在留資格変更許可申請を行いました。申請は受理していただきましたが、いわゆる受理伺いのためにc-5カウンターに伺った際に対応いただいた審査官から下記要旨の通告を受けました。

1. 申請人が2019年12月26日に長野出張所にした在留資格変更許可申請（東長C- ）において2020年1月 日に不許可処分並びに特定活動（出国準備）への在留資格変更を許可した際に、もし（就労資格への）再申請をする場合は帰国してから出直すことで合意している。
2. 上記のことは長野出張所から報告されており、にもかかわらず再申請してきたことは遺憾で、したがって許可の可能性は低くなる。

以上の要旨でしたが、申請人らを当職事務所に招致して詳細に事情を聞いた結果、これには一部事実誤認があるものと思われまますので、今後の審査にあたり参考としていただきたく当職の意見を具申申し上げます。

1. 申請人は出直しには同意しておりません。

呼び出しをいただいた長野出張所に伺った2020年1月 日は申請人、通訳として申請人の義兄、取り次ぎした 行政書士の3名が不許可の説明等を受けました。不許可の理由は申請人が専門学校で学んだことと就職予定先の業務内容とが合致（マッチング）しているとは認められないというもので、これについて申請人は残念ではありますが争う意図はございません。

2. 不許可通知を受けて出国準備期間への資格変更手続きが行われました。これは帰るのであれば準備期間として30日（31日の場合もあります）の猶予期間を付与するというもので、この手続きに同意しない限り直ちに不法滞在となることから、一般的に誰もがこの手続きを受け入れてするものです。
3. 申請人はこの「一般的に行われている30日の猶予期間を付与いただく手続き」と認識して手続きをしたと述べております。当初の在留資格変更許可申請が不許可となった際にやはり同じ手続きを踏んだからですが、再度この手続きを踏んだがために、何かなんでも帰国しなければならない、とまでは認識しておりませんでしたし、そのような明確な指示も長野出張所からはありませんでした。「出直して」という指示は承知しておりません。
4. 在留資格の変更ないし更新申請が不許可処分を受けた際に、前述の手順を踏んだうえで、猶予期間内に職務内容がマッチングする新たな職場が見つかり、それを理由として再申請することはまったく一般的に行われていることをご承知のとおりであります。

申請人には前述の手続きを経たあと、いくつかの選択肢がありました。① 就職をあきらめて帰国する ② 新たな就職先を探して再申請する ③ 直前に被害に遭った交通事故の傷が癒えていなかったことから治療継続のための短期間の在留継続の申請をする、というもので、③の傷は治療のおかげで概ね快方に向かい、②の職場が見つかったことから再申請をしたまでのことです。
5. 長野出張所が前回の申請結果をどのように進達・報告したのかは知るよしもございませんが、申請人及び立ち会った通訳、行政書士にも「再申請は認められない、就職を望むのなら帰国したうえで出直さない」との指示には聞こえておりませんでした。一般論として帰国しなければなりません、との指示は頂戴しておりますが、資格変更を求める特別の事情が存する場合（新たな就職先が見いだされたことは、この特別な事情に該当するものとして一般的に処理されております）であってもそれを認めないという判断は妥当とはいえないものです。

要するに再申請するかどうかは申請人の意思によるものであって、それを事前に断念させる、あるいは制約することは許されないものと思われまます。
6. このようなことから当職は、今次の申請の審査にあたり、長野出張所からの「再申請はしないこととなっている、帰国してから出直して申請することになっている」という部分の進達ないし報告を考慮することなく当初の不許可理由である在留資格該当性（職務内容適合性）について審査され、判断していただきますようお願い申し上げます。